

科学研究費成果報告書「日本近代史料情報機関設立の総括的かつ細目に関する研究」（基盤研究（B）（1）、平成13・14年度、代表者伊藤隆、課題番号：13490012）より

国内の Web サイトにおける史料情報公開の現況について

宮内庁書陵部 主任研究官 梶田 明宏

国内の主要な歴史資料所蔵機関、図書館等において、所蔵する歴史資料に関する情報を Web サイトにて公開することは、各機関によってその方法、採用する技術、進展の程度はまちまちであるとはいえ、この2年間もインターネットの普及、インターネット技術の進展に比例して、確実に進んだといえよう。

主要な歴史史料所蔵機関の動向

まず、いくつかの代表的な機関の動向について、見ていきたい。

《国立公文書館・アジア歴史資料センター》

国立公文書館は、平成11年4月1日より目録データベースシステム¹の運用を開始している。平成13年4月に独立行政法人に移行し、情報公開法施行によって「国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とした施設」と位置づけられることとなったが、従来どおり、目録データベースシステムの運用とその充実が図られている。

また同館は、平成13年11月30日より、アジア歴史資料センターの運営を開始、国立公文書館所蔵史料のほか、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館の所蔵する〈アジア歴史資料〉のデータベースを公開し、デジタル画像化された史料をホームページで検索・閲覧が可能になった²。現在のところ公開されている史料は、これら機関の所蔵する史料のすべてではないが、当面は上記三機関の所蔵資料のデータ蓄積を継続しているとのことである。

《外務省外交史料館・防衛庁防衛研究所》

アジア歴史資料センターで史料が画像データベースとして公開されている外務省外交史料館・防衛庁防衛研究所のそれぞれのホームページの状況についてみると、外務省外交史料館³では、「外務省記録」のホームページ上での公開はされていないが、「情報公開法に基づき開示した行政文書のうち歴史資料としての価値が認められる文書（写し）」の目録が pdf ファイルにて公開しているほか、毎年行っている外交記録公開のうち、第13回（平成9年）以降につき、その概要を掲載している。

¹ <http://www2.archives.go.jp/>

² <http://www.jacar.go.jp/>

³ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/>

防衛庁防衛研究所⁴は、所蔵資料のデータベースを公開していないが、「史料公開ニュース」として、新規公開史料などを順次公開している。

《各省庁の行政文書の公開》

次に、国の機関が保有する行政文書についても見ておきたい。これは、法律上は歴史的文書とは区別されているが、情報公開法によって公開の方法に一定の筋道ができ、保存年限が過ぎれば、歴史的文書に移管されるべき性質を持ったものなので、状況を把握することは必要であろう。

情報公開法が施行されたことによって、各省庁が保有する行政文書は、行政文書ファイル管理システムによって管理され、公開されることとなった。行政文書ファイル管理システムとは、各省庁内で作成された文書について、その分類・保存期間・保存場所などをデータベースに記録し、検索や管理をするための枠組みで、行政文書ファイルは「大分類」「中分類」「小分類」の三階層のカテゴリに分類されている。各省庁など国の機関のそれぞれのホームページから検索できるほか、「電子政府の総合窓口」⁵などからもリンクされている。

しかし、実際に検索を行っても、ファイル名は一般に包括的な表題となっており、個別の具体的内容を推測することが困難なものも少なくない。実際にどのような資料がそのファイルに含まれているのか、検索しただけでは判らない。この問題については後述する。

《国立国会図書館》

国立国会図書館⁶は、平成 14 年 10 月の関西館開館にあわせホームページをリニューアルし、蔵書検索システムを従来の Web-OPAC から NDL-OPAC（国立国会図書館蔵書検索・申込システム）に切り替えたり、新たなデータベースを追加するなど、データベースの拡充をはかっている。

憲政資料室所蔵資料⁷など、特殊史料については、蔵書のように詳細な目録検索はできないが、「テーマ別調べ案内」としてそれぞれの文書の概要が紹介されている。

近代史研究の観点から画期的なのは、「近代デジタルライブラリー」として、同館所蔵の明治期刊行の文献のデジタル画像をデータベースとして公開を開始したことであろう。同館が所蔵する明治期刊行の図書の全分野約 16 万冊を対象としているが、著作権保護期間が終了したもの、著作権者または著作権継承者の許諾を得たものからデジタル化を行って、今なお継続中である。

文献を直接閲覧することと比べて制約がないわけではないが、コンピュータのディスプレイでの表示、プリンタでの印刷ともに、閲覧に堪えうるものとなっている。同館の明治期刊行物は、これまでも貴重な文献が物理的に損傷することから保護するため利用を制限されており、資料の保護と利用を両立させるために、膨大な文献のデジタル画像公開に踏み切ったことは評価できるであろう。

⁴ <http://www.nids.go.jp/>

⁵ <http://www.e-gov.go.jp/>

⁶ <http://www.ndl.go.jp/>

⁷ http://www.ndl.go.jp/jp/data/theme_kensei.html

《都道府県等の公文書館》

都道府県等の公文書館のホームページ開設状況は、国立公文書館のリンク⁸によると、都道府県の公文書館 28 機関中 27 機関、政令指定都市の公文書館 7 機関中 5 機関であった。情報公開法の施行に伴った対応を各省庁のホームページで行われている。

キーワード検索が可能なデータベースを公開しているところはそれほど多くはなく、多くの機関での史料情報は、所蔵史料の概要、主要文書の説明に留まっている。

《大学図書館・地方図書館等》

大学図書館、および地方の主要図書館において、オンラインでの蔵書検索システムはかなり普及し、当たり前のように Web 上で検索できるようになっている。しかし、一般図書以外の文書史料などの公開についてはまちまちで、全体的に進んでいるとはいえない。

また、大学図書館については、以前より横断的検索システムとして、国立情報学研究所(NII)が運営する、Webcat が存在するが、地方においても、地域的に図書館を網羅して図書を検索できるようなシステムの試みが各地でなされている⁹。

画像データベースの増加

以上、主要な機関の動向のあらましを見てきたが、まず注目すべきは、国立国会図書館、アジア歴史資料センターの Web において、大規模で本格的な形でデジタル画像ライブラリーが閲覧できるようになったことであろう。

その詳細な評価と技術的な問題等については、以下の大久保論文に譲るが、コストと労力をかければ、こうした形での公開が現実的に運用できるというモデルを呈示したことに意義があるといえよう。

実際にどこまで利用できるのか。どちらも整備途上であるので、それぞれの機関に所蔵されるすべての史料が用意されているわけではない。現時点では、自分の目的とする史料が見つければ、運がよいとすべきであろう。

問題となるのは、いくら Web で提供するシステムが優れ、膨大な史料を提供しても、もとなる史料群に対する信頼性がなければ、その価値は大いに減ずるということである。大久保論文において指摘するように、アジア歴史資料センターにおいては、国立公文書館の検索システムとも連動せず、しかも各機関の「資料群中のアジア歴史資料を提供」といっているが、それでは、各機関所蔵資料のうち「アジア歴史資料」としては選択されなかったものはどの資料なのか、確認しようにも確認できない。つまり、公開されているデータベースは、恣意的に選択されたと思われる文書群なのである。パソコンの前に居ながらにして、国立公文書館や外務省外交史料館、防衛庁防衛研究図書館が所蔵する史料の中から、何か有用かつ重要な史料を見つけ、閲覧できるかもしれない。しかし、それだけでは、その機関の所蔵する史料について、必要な史料をすべて確認したとはいえないのである。データベースに入っていない史料について、それぞれの機関で照合しようにも、デ

⁸ <http://www.archives.go.jp/link/japan.html>

⁹ 公共図書館横断検索システム（リンク集）<http://www.people.or.jp/~sugita/public.html#3>

データベースの全体リストがなければほとんど不可能である。

目録検索システムだけがすべてか

次に、史料の実物を直接手に触れるにせよ、あるいはデジタル画像で閲覧するにせよ、それ以前に目的とする史料にたどり着くまでの検索システムについて考えたい。

現在、目録データベースが整備されている機関では、ほとんどが Web 上でキーワード検索、あるいはディレクトリ検索が用意されている。あるいは、点数のそれほど多くない文書群であれば、リストをそのまま掲載する方法もあろう。

しかしながら、個々の史料のタイトルが、必ずしも内容を適切に表しているとは限らない。文書群に対して予備知識の少ない者にとっては、ただ闇雲に検索しても得るところは少ないであろう。検索する側にとって本当に必要な史料は何か、貴重な情報がどこにあるのか、それを的確に見つけ出すヒントがなければ、十分にデータを活用することは難しい。その意味で、おそらくもっとも不親切なのが「行政文書ファイル管理システム」であり、全般にそれなりの説明はあっても、不十分なものが多い。詳細な史料解題的な情報の提供も、検索システムにおとらず、重要な史料情報なのである。

諸機関のデータベースの横断的検索

ここでは技術的な問題を無視して言うと、図書館の分野では、各機関の所蔵機関にまたがった、データベースの横断的な検索が進んでいる。先に紹介したほかに、国立国会図書館の「全国新聞総合目録データベース」などもある。これは、マイクロフィルムなども含め、検索した国内外の新聞を所蔵する機関、あるいは検索した機関が所蔵する新聞を検索することができる。それぞれの機関については機関情報のほか、公開・複写・レファレンスについて、それぞれの可否が記されている。正確に全体を把握していないので、たんに利用しての印象に過ぎないが、こうした横断的な検索でアクセスできるシステムが整備されつつあることによって、大学図書館など、どちらかという外部に閉鎖的な図書館も、いくぶん外部の人間に門戸を開き、またその他の図書館も含めて、遠隔地に住む者の利用についても考慮した利用システムに変わりつつあるように思われる。

その他、歴史史料についての横断的なデータベース検索システムの構築の試みとして、国立史料館が「史料所在情報・検索」システム¹⁰を試験公開していることを記しておく。

歴史史料管理体制の重要性

先に述べたアジア歴史資料センターの文書群としての信頼性の問題は、いくら歴史史料の Web 上の公開が進んだとしても、もとの「史料」が物理的に存在していることが重要であるということを再確認させるものである。Web 上での利用でほとんどの研究が間に合うようになったとしても、もとの史料の管理がずさんになってはいけないことは言うまでもない。

¹⁰ http://world.nijl.ac.jp/~siryoun/cgi-bin/sindbad/sindbad_top.cgi

今後、画像処理によって改竄されたデジタル画像史料が出現することは大いにあり得る。そうした疑いをかけられる史料も出るだろう。そうした場合に、確認できる確実な手段は、もとの史料と照合することである。

また、デジタル画像は残されているが、現物が紛失・破損・焼失などの理由によってなくなるといった事態も起こってくるであろう。そうしたことは努めて防止しなければならないが、万一そのような事態になったとき、デジタル画像のみとして残された史料の信頼性をどのように確保するのかということも課題になろう。

情報公開法のもとでの行政文書管理と公開の問題

モノとしての史料の管理を重視しなければならないという問題は、デジタル画像だけでなく、目録情報についても同様である。

ここでは特に、情報公開法の下での目録のあり方について指摘したい。

「行政文書ファイル管理簿」というシステムで作成された目録の個々のファイルの表題が非常に包括的で、一般の人間にはどのような資料が含まれているかわかりにくいということは、先に指摘したとおりである。情報公開法の目的自体が、国民の財産として、国民の記憶の材料となるべき行政機関の資料を保存し後世に伝えるという視点を欠いているために、このような目録作成の結果となったと思われる。

行政文書は保存年限が経過すると、歴史史料として国立公文書館等に移管される。移管されても、行政文書としての目録管理が踏襲されれば、やはり歴史研究者にとって、利用しづらいものであることはいままでもない。

それ以上に問題なことは、行政文書すべてが歴史史料に移管されるわけではないということである。移管されないものは破棄されなければならない。膨大な文書を歴史史料として移管するには、ある程度の取捨選別はやむを得ない。しかし、「行政文書ファイル管理簿」に記された包括的なファイル名では、具体的にどのような資料が含まれているかわからない。さりげないファイル名の中に歴史的に重要な文書が含まれていても、確認のしようがないのである。選別にあたって、ファイル名を頼りにして、後世に残すべき文書を見落とす可能性が高いのである。さらに、いったん破棄された文書は、破棄文書リストが残されたとしても、具体的にどのような文書が含まれていたか、具体的な推測はほとんど不可能である。

歴史史料の保存という観点から、情報公開法の持つ問題は多くあるが、ここでは、目録という視点から、現在公開されている「行政文書ファイル管理簿」の問題として以上のことを指摘しておきたい。